

# 北海道の財政運営とその持続可能性

齋藤 一郎 (小樽商科大学大学院商学研究科  
アントレプレナーシップ専攻 助教授)

道の財政運営は、果たして持続可能か？ 財政再建団体への転落を回避するために「維持」される実質収支（当該年度に属する収入と支出の実質的な差額）の黒字と、その裏側で進行する健全性の毀損。枯渇する基金や累積する道債残高……。道財政の決算状況から財政危機の実相にアプローチする。

## はじめに

北海道の財政が危機に瀕している。これまで、道は巨額の財源不足に対処すべく、1999年度から2001年度までの3年間で、人件費の削減や施策全般にわたる見直しに取り組みほか、財政調整基金や減債基金の活用と財政健全化債等の発行により収支の均衡を図ってきた。また、2002年度からは、2001年9月に策定した「道財政の展望―これまでの10年・これからの10年―」に沿って、歳入・歳出全般にわたる構造改革を進めるとともに、2004年度までの3年間に限り、満期一括償還基金積立の一部保留や平準化という緊急避難的な措置を講じてきた。

しかし、2001年度には0・7%であ

った実質収支比率（普通会計ベース）は、道税収入の持続的な落ち込みや、国の行財政改革に伴う地方交付税等の大幅縮減、介護保険や老人医療費などの義務的経費の増加などから、2004年度には0・2%にまで悪化した。そして、遂に2005年度の都道府県普通会計決算の概要（速報）では初の赤字（実質収支▲3億円）となり、1962年度以降、都道府県では例をみない、財政再建団体への転落が現実味を帯びてきている（注1）。

表1（26頁）は、道財政の収支見通しの変遷をまとめたものである。これによると、現段階において、道財政は2014年度まで危機的な状況が続くことが見込まれている。しかし、その一方で、2004年度決算までは曲がりなりに実質収支黒字を維持し続けてきた。これはなぜか。

一般に、財政危機に陥った地方自治体は、財政再建団体となることを回避するために、財政再建制度の適用基準となる赤字水準を超えないように実質収支の帳尻を合わせる。道においても、事前的な収支不足に対して、道税収入の確保や、人件費の削減をはじめとする歳出の抑制によって、不足幅の縮減に努めてきた。また、これらの対処に加えて、各種の基金や地方債を活用した財源対策も併せて行われてきた。

以下では、主として2000年度入り後の財政運営に着目して、次の3点に焦点を当てていきたい。第1に、財政指標としての実質収支（比率）を取り上げ、道が財源対策を通して実質収支を操作することで、財政再建団体への転落を回避してきた実状を明らかにする。第2に、実質収支とプライマリー・バランス（基礎的財政収支）との

比較を通して、実質収支が単年度の財政運営をどのくらいミスリードしてきたかを確認する。そして、第3に、財政状況をより包括的に判断するためには、単年度の財政収支のみならず、財政のストック面にも目配りした中長期的な射程が必要である。そこで、プライマリー・バランスと要返済債務残高の関係から道財政の持続可能性について概観する。

(注1) これまでに財政再建団体となった都道府県の例としては、青森県(1957~1961年度)と和歌山県(1960~1962年度)がある。

## 実質収支比率と財源対策による押し上げ

現在の財政再建制度では、実質収支比率が都道府県で▲5%、市町村の場合▲20%を超えると、財政再建団体となるか否かの選択を迫られる(注2)。財政再建団体とは、地方財政再建促進特別措置法第22条第2項に基づいて、「準用再建」を行う団体のことをいう(注3)。もし、地方自治体が財政再建団体となることを選択しなかった場合には、「自主再建」の道を歩むこととなるが、この場合は、新規起債を抑制し公債費を削減することによって財政の建て直しを図ることとなる。

自主再建の場合、地方債の発行が制限さ

れる以外、国などからの制約がない。反面、法律による優遇措置や国の財政措置が全く受けられなくなる。一方、財政再建団体となる場合は、財政再建計画を策定し、総務大臣の同意を得て、国の指導・監督の下に計画を実施することになる。具体的には、住民税などの標準税率を超えた課税や使用料・手数料(保育料、住民票交付手数料、公共施設使用料など)の負担増、国民健康保険料の引き上げなどの歳入増計画、職員の整理や給与水準の引き下げ、地方自治体が独自に行っている事業の縮小や廃止、投資的経費や各種団体へ交付する補助金の削減などの歳出削減計画を含まなければならない。予算主義に基づく地方自治体において、予算編成に対する制約は決定的であり、財政再建団体となることは、事実上、地方自治権の返上を意味する。このため、各自治体は財政再建団体への転落を回避しようとするのである。

そこで、まず、財政再建団体となるか否かにとって重要な指標である実質収支と実質収支比率の定義について確認しておく。これらの指標は、それぞれ、以下のよう

に定義される。

実質収支Ⅱ歳入—歳出—翌年度へ繰り越すべき財源

実質収支比率Ⅱ実質収支／標準財政規模(2)

実質収支とは、歳入・歳出差額の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額をいう。これは、形式収支に発生主義の要素を加味したものであり、当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額を意味している。このため、実質収支は地方自治体の財政運営の良否を判断する指標として用いられているのである。

図1(27頁)は、2000年度から2004年度にかけての実質収支比率(普通会計)と、基金や地方債を活用した財源対策による押し上げ効果の推移を示したものである。ここでいう基金活用とは、各年度の財政調整基金、減債基金の取り崩し額(ネット)と積立保留を指し、地方債の活用は、各年度に発行された退職手当債、財政健全化債の額を指している。図1において、実質収支比率(普通会計)は折れ線グラフによって示され、基金活用の標準財政規模に対する比率と地方債活用の標準財政規模に対する比率が、財源対策の効果として積み上げ棒グラフで表現されている。

2000年度入り後の実質収支比率(普通会計)は、2004年度を除くと、0.7%から0.9%のレンジで比較的安定した推移がみてとれる。他方、財源対策によ

る押し上げ効果については、経年的に高まる傾向にあり、道の財政運営が年々厳しさを増してきていることがわかる。(1)式から分かるように、実質収支を改善するために、歳入を増加させるか、歳出を減少させればよい。歳入については、道税のほかには、歳入を増加させるか、歳出を減らすか、道債や繰入金も財源として計上されているので、たとえ税収が増加しなくても道債の発行や基金の取崩・積立保留によって増加し、実質収支は改善する。実際、2000年度以降の財政運営では、財政健全化債と退職手当債といった道債の発行や、財政調整基金、減債基金の取り崩し・積立保留による財源対策によって歳入が確保され、実質収支比率(普通会計)を3〜5%押し上げる格好となっている。言い換えるならば、もしこうした財源対策が採られていなければ、2003年度には実質収支比率▲5%を割り込み、道は財政再建団体への転落が不可避な状況に陥っていたと推察される。

さらに、この間の財源対策に立ち入って見るならば、財政調整基金が1990年代後半からの相次ぐ取り崩しによって枯渇する中で、満期一括償還基金への積立保留という形で歳出抑制が行われてきた(図2・27頁)。他方、地方債については、2000年度から財政健全化債が、2005年度からは退職手当債が発行されるようになった。財政健全化債は、行財政改革の確実な取り組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、起債が許可されるものである。しかし、財政健全化債や退職手当債は後年度の基準財政需要額に参入されることはなく、その活用は、公債費負担の増加から財政運営をより一層硬直化させる危険を孕んでいる。

(注2) 財政再建団体になるかどうかの選択は、赤字団体の意思(議会の議決)による。

(注3) 本来、財政再建団体は、地方財政再建促進特別措置法に基づき、財政再建を行っている地方自治体を指し、同法では、1954年度の赤字団体であって、その財政再建計画について大臣の承認を受けた団体を「財政再建団体」と定義している。1955年度以降の赤字団体については、同法22条の規定を「準用」して財政再建を行うことから「財政再建準用団体」と呼ばれているのである。

## 実質収支とプライマリー・バランス

このように、現金主義に基づいた現行の公会計制度の下では、基金の取り崩しは歳入増となり、財政運営において資産の減少とは認識されない。また、地方債の発行も歳入増となるが、負債の増加(将来の歳出増加)としては認識されない。したがって、実質収支を財政運営の目標とする限り、こうしたストック面に対する負の影響は顧みられず、近視眼的な帳尻あわせを抑制することができないのである。そこで、実質収支の推移とプライマリー・バランスの推移を比較することで、実質収支が道の財政状況をどのくらいミスリードしてきたかを見てみよう。

プライマリー・バランスとは、税金等から歳出(公債費を除く)を差し引いたものであり、その定義は(3)式で表すことができる。公債費を除いた歳出が、税金など地方債以外の歳入で賄われている状態のとき、プライマリー・バランスは均衡しているという。

プライマリー・バランスⅡ税金等—公債費除く歳出

(3) 式から分かるように、プライマリー・バランスでは地方債発行による資金の調達や基金の取り崩しによる繰入金は歳入としてカウントされない。したがって、実質収支とは異なり、地方債発行や基金の取り崩しといった歳入確保のための操作が、プライマリー・バランスに影響を及ぼすことがない。このため、実質収支よりもプライマリー・バランスの方が、財政状況を判断する指標としては適切であるといえる。以下

では、こうした違いがそれぞれの指標の推移にどのくらいの差異を生み出してきたのかを俯瞰する。

図3(27頁)は、道一般会計の実質収支とプライマリー・バランスの推移を示したものである。1985年度から2004年度にかけて、実質収支(一般会計)は一貫して黒字を維持し、1985年度の179億円を除けば、概ね80億円±20億円の水準で推移してきた。

これに対して、プライマリー・バランスは、1989年度から1994年度にかけては黒字で推移したものの、それ以外の期間には赤字となっている。傾向的には、1985年度から1988年度にかけて、赤字幅が拡大したが、1989年度には黒字に転じ、1991年度には観察期間中で最大の黒字幅(1238億円)に達した。しかし、1992年度以降、プライマリー・バランスは再び悪化し、1995年度には赤字へと転落する。赤字幅の拡大傾向はその後も持続し、1998年度には観察期間中で最大の▲3570億円に至った。1999年度以降については、赤字幅が縮小する傾向にあり、2006年度の当初予算ベースでは273億円の黒字に復する見込みである。このように、実質収支(一般会計)の推移に比して、プライマリー・バランスの推移

には、大きな変動がみられる。そこで、毎年のプライマリー・バランスの変動がどのような要因によって起きたのかを、次に見てみよう。

プライマリー・バランスを、それを構成する歳入・歳出項目に分解すると、以下のように表すことができる(注4)。

プライマリー・バランス＝地方税十地方交付税十国庫支出金十その他の歳入(地方債、繰入金を除く)－投資的経費－その他歳出(公債費、積立金を除く) (4)

(4)式から、歳入面では地方税、地方交付税などの増加がプライマリー・バランスを改善する要因となる。また、財源項目として地方交付税と国庫支出金を取り出したのは、依存財源の動向がプライマリー・バランスに及ぼす影響を見るためであり、それ以外の財源項目は「その他の歳入」としてまとめている。歳出面にかかわる諸項目はいずれも、その増加がプライマリー・バランスを悪化させる要因となる。ここでは90年代に施されてきた景気対策の影響を考慮して、歳出から投資的経費を項目として取り出し、それ以外の支出項目は「その他の歳出」として括っている。

図4(27頁)は、(4)式に基づいて、プラ

イマリー・バランスの変動(前年度差)を要因分解したものである。これによると、きわめて概括的ではあるが、1999年度を境に、プライマリー・バランスの変動要因に変化が生じていることがわかる。すなわち、プライマリー・バランスが傾向的に悪化した1992年度から1998年度にかけては、歳入増を上回る投資的経費とそのほかの歳出の増加がプライマリー・バランスを悪化させる要因として作用してきた。しかし、1999年度以降は、国庫支出金や地方交付税などの歳入が減少する中で、それを上回る歳出の削減からプライマリー・バランスの改善がもたらされている。とはいえ、それでもなお、プライマリー・バランスの赤字が持続していることは、先に見たとおりであり、財政の建て直しが一筋縄ではいかないことが見て取れる。

(注4) ここでのプライマリー・バランスの分解は、鷺見・川瀬「2005」に依る。

## 道債残高の累積と 財政運営の持続可能性

前節では、プライマリー・バランスが、1999年度以降、歳入減を上回る歳出の削減によって改善する方向にあること、しかしながら、その収支尻は依然として赤字の状態にあることを見てきた。プライマリ

1・バランスの赤字は、地方債の発行、もしくは基金の取り崩しによって補填されなければならず、そうした財源対策は、ストック面における地方債残高の累増や基金残高の減少につながる。事実、道はプライマリー・バランスの赤字をこれらの財源対策によって補填し、実質収支の黒字を維持してきた（財政再建団体への転落を回避してきた）。しかし、その代償として、いまや基金は枯渇し、債務返済能力が問われるほどに（リスクプレミアムが付されるほどに）道債残高が膨らんでいる（図5・28頁）。

ここでは、プライマリー・バランスと要返済債務残高の関係から、道財政が今後取り組まなければならない財政再建の規模を試算するとともに、これまでにみてきた財源対策が財政再建の規模とどのような関係にあるのかを確認しておこう（注5）。

いま、t期における地方自治体の予算制約式を以下のように表すこととしよう。

$$T_t + D_t + D_{t-1} = G_t + T_{t-1} \quad (5)$$

ここで、 $T_t$ はt期の税金など地方債発行や基金の取り崩し以外の歳入、 $D_t$ はt期末の債務残高、 $D_{t-1}$ は前期末の債務残高、 $G_t$ はt期の公債費以外の歳出、 $r$ は利子率である。この(5)式については、次のように変

形することができる。

$$(1+r) D_{t-1} = T_{t-1} - G_t + D_t \quad (6)$$

一方、プライマリー・バランスPBについて、以下のように定義する。

$$PB_t \equiv T_t - G_t \quad (7)$$

したがって、(6)式は以下のように表すことができる。

$$(1+r) D_{t-1} = PB_t + D_t \quad (8)$$

さらに、この式を展開すれば、

$$D_{t-1} = \frac{1}{1+r} (PB_t + D_t) = \frac{1}{1+r} (PB_t + \frac{1}{1+r} (PB_{t+1} + D_{t+1})) \quad (9)$$

となるから、これを0期から無限先まで足し合わせていくと、

$$D_0 = \sum_{t=1}^{\infty} \left( \frac{1}{1+r} \right)^t (PB_t + \lim_{t \rightarrow \infty} \left( \frac{1}{1+r} \right)^t D_t) \quad (10)$$

となる。(10)式の意味するところは、0期を現在とすると、現在の債務残高は、将来のプライマリー・バランス黒字の割引現在価値で返済すると、無限先の将来には割引現在価値にして右辺第2項だけ残るといふことである。そこで、右辺第2項について(10)式を整序すると、以下のような式になる。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \left( \frac{1}{1+r} \right)^t D_t = D_0 - \sum_{t=1}^{\infty} \left( \frac{1}{1+r} \right)^t PB_t \quad (11)$$

現在の財政運営が今後も続くものとしてプライマリー・バランスを一定とすれば、(11)式は次式のように表される。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \left( \frac{1}{1+r} \right)^t D_t = D_0 - \frac{PB}{r} \quad (12)$$

すなわち、(12)式の右辺  $D_0 - PB/r > 0$  ならば、現在の財政運営を続ければ、無限先の将来においても返済しきれない債務が残ることを意味する。一方、 $D_0 - PB/r < 0$  であれば、債務を返済してもなお、無限先の将来には資金が残されていることを意味する。したがって、財政が持続可能であるためには、現在の債務残高 ( $D_0$ ) からプライマリー・バランスの割引現在価値 ( $PB/r$ ) を差し引いた値が負またはゼロにならない。

次に、財政再建規模の試算に当たって、地方自治体がある時点において返済すべき

債務の残高を定義しておこう。発生主義ベースでとらえると、地方自治体にとって返済すべき債務は地方債残高に加えて、債務負担行為額を考慮する必要がある。債務負担行為は、次年度以降に支払いが発生するが契約は当該年度にしているため、発生主義の観点からは当該年度の債務として認識する必要がある。しかし、ここでの試算ではデータ上の制約から、債務負担行為額を除いている。

他方で、地方自治体が抱える債務は、地方自治体が保有する資産によっても返済可能である。地方自治体にとって債務返済に充当できる基金は資産であり、これを債務から控除することができる。さらに、実質収支が黒字の場合には、翌年度の返済財源として活用することができる。

これらを考慮して、試算では年度末における要返済債務残高を、以下のように定義する。

要返済債務残高 $\parallel$ 地方債残高 $\parallel$ 基金残高 $\parallel$ 実質収支

(13)

なお、ここでの試算では、地方債残高、実質収支共に一般会計をベースとしている。

(13)式から分かるように、地方債発行による地方債残高の増加と、基金の取り崩しに

よる基金残高の減少は要返済債務残高を増加させる方向に作用する。すなわち、地方債の活用や基金の活用による財源対策を行えば、要返済債務残高は増加する。

以下では、先に定義した要返済債務残高 $D_0$ とプライマリー・バランスの割引現在価値 $PB_t$ との関係から、道財政の債務返済能力を評価する。道の債務返済能力を表す指標として、要返済債務残高からプライマリー・バランスの割引現在価値を差し引いたものを「財政再建規模」と定義する。

財政再建規模 $\parallel$ 要返済債務残高 $\parallel$ プライマリー・バランスの割引現在価値

(14)

財政再建規模が正(つまり、 $D_0 - PB_t > 0$ )の場合、現在の財政運営の下では債務の返済は困難であり、将来において財政が破綻することを意味する。一方、財政再建規模が負またはゼロ(つまり、 $D_0 - PB_t \leq 0$ )の場合は、現在の財政運営の下で債務の返済が可能であり、財政は持続可能であることを意味する。

ただし、前節で見たように、プライマリー・バランスの水準は毎年度の財政運営の如何によって大きく変動する。それゆえ、ここでは、中期的な財政運営のトレンドをとらえるために、プライマリー・バランス

の3年度移動平均を用いている。

表2(26頁)には1990年度から2004年度にかけてのプライマリー・バランスとその割引現在価値、要返済債務残高、財政再建規模が示されている。これによると、道財政の再建規模は、1992年度以降、拡大する傾向にあり、特に1992年度から1999年度にかけては、プライマリー・バランスの悪化を受けて、財政再建の規模は急速に膨らんでいる。その後、2000年度入り後の当初3年間においては幾分改善する傾向も見られたが、2003年度には再び拡大に転じ、2004年度末時点での財政再建規模はこれまでで最大の規模となっている。尤も、プライマリー・バランスの割引現在価値(表2のプライマリー・バランス $PB_t$ )の値は、割引率として用いる指標とその水準の如何で大きく異なることに留意されたい。しかし、それでもなお、プライマリー・バランスの赤字が持続する中で、要返済債務残高が膨張し、財政再建の規模が拡大傾向にあることは銘記されてよい。

最後に、先にみた財源対策と財政再建規模の関係について確認しておこう。図6(28頁)には、財政健全化債が初めて発行された2000年度から2004年度までの関係が散布図で示してある。観察期間は短

いものの、両者の間には比例的な関係がみられ、財源対策の規模が大きくなるほど、財政再建規模が拡大する傾向がある。このことから、道は財源対策を実施することで実質収支の水準を押し上げ、財政再建団体への転落という当面の危機を回避してきたが、他方では、その副作用として財政危機をより深刻化させてきたことが示唆される。

(注5) 本節における議論の枠組みは、土居「2004」に依拠している。

## おまびりかえり

本稿では、実質収支の黒字維持を目標とし、表面上の帳尻あわせを繰り返してきた道の財政運営の実態にアプローチしようと試みてきた。概括的かつ暫定的ではあるが、ここでの観察から得られた結論を、ひとまず摘記しておこう。

第1に、道の財政は実質収支を指標として運営されており、1990年代以降の財政運営では、財政再建団体への転落という当面の危機を回避することを目的として、実質収支が操作されてきたものと考えられる。道債の発行や基金の取り崩しといった財源対策の実施と、それによる実質収支水準の押し上げを通して、財政再建団体への転落を回避してきたことがわかる。

第2に、財政運営指標としての実質収支は財政状態を的確には表現しておらず、これを過度に重視することは、財政運営をミスリードする懸念がある。このため、実質収支よりも、資産・負債の状況と密接に関連したプライマリー・バランス(基礎的な財政収支)を活用する方が、1990年代に生じた道財政の悪化をより正確にとらえることができる。

そして、第3に、プライマリー・バランスの赤字が持続する中で、道債や基金を活用した財源対策を行えば行うほど、道の債務残高が膨らみ、今後取り組むべき財政再建の規模が拡大に向かうことが推測できた。

このように、1990年代以降の財政収支の悪化に対して、道は財源対策を繰り返して行ってきた。しかし、それは、当面の危機(財政再建団体への転落)を回避する上では一定の役割を果たしてきたが、それによって危機的な財政が健全化に向かうことはなく、むしろ要返済債務残高の増大から、財政危機をより一層深刻化させてきた。換言するならば、財源対策によって当面の危機を回避する一方で、より抜本的な財政再建を今日まで先送りしてきたと解することもできる。確かに、地方交付税や国庫支出金など歳入面での減少を補う形で、投資的経費やその他の歳出の抑制が図られ、結果的

には、プライマリー・バランスの赤字幅の縮小にはつながったものの、赤字からの脱却は未だ達成されていない。その意味では、これまでの歳入・歳出の項目ごとに計上金額を精査するような構造改革の進め方とは異なる、解体的なターンアラウンドが必要となるかもしれない。

さらにいえば、こうした問題は、現行の地方財政制度によって助長されている側面も見逃せない。地方債の元利償還に対する地方交付税措置など、「暗黙の政府保証」の存在が地方自治体の財政規律を弛緩させ、結果として、地方財政の再建を先送りする方向に誘ってきたことは否定できない。なぜなら、財政再建制度の指標として実質収支比率を用いている現行制度の下では、財政再建を先送りすることが地方自治体にとって痛みの伴わない合理的な選択となるからである。

しかし、こうした財政再建の先送りは、さらなる財政再建規模の拡大を招くため、財源対策の活用に関与するような制度改革が必要となってくる。また、道財政がそうであるように、現在のプライマリー・バランスの水準を以てしては、要返済債務残高を償還しきれない自治体(事実上の財政破綻団体)に対しては、債務調整を含む破綻法制の枠組みづくりが急がれる。

財政運営のミスリードによって膨らんだ道債残高は、2006年度末の見込みで、道民1人あたりおよそ99万円にも及ぶ。道知事や道議会の責任を問うこともさることながら、道財政の危機は、彼らを選んだ私たち一人一人が招いた問題でもある。

【参考文献】

- 金子しのぶ〔2005〕『みずほレポート・地方債制度改革における論点』みずほ総合研究所
- 齋藤一朗〔1997〕「道債という名の借金は道民一人あたり57万6千円也」北海道開発問題研究調査会『しゃりばり』第183号、16～20頁
- 齋藤一朗〔2005〕「北海道経済の財政依存構造」北海道総合研究調査会『しゃりばり』第282号、8～17頁
- 土居丈朗〔2004〕「税財源移譲と地方再改革のあり方」土居丈朗編『地方分権改革の経済学』日本評論社、97～138頁
- 濱田康行・齋藤一朗〔1995〕「社会資本整備に向けた財源問題の一考察」『ほっかいどう政策研究』北海道自治研修所、55～59頁
- 北海道公報号外別冊『財政状況』各号
- 北海道経済連合会〔2006〕『北海道の財政状況を踏まえた民間資金活用策』報告書
- 鷺見英司・川瀬晃弘〔2005〕「90年代以降の地方財政運営と持続可能性の検証」、日本地方財政学会第13回大会報告論文、1～26頁

表1 道財政の収支見通し

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
1999.04 「道財政の現状と財政危機の回避について」	-300															
1999.11 「財政の中長期試算と今後の対応方針」	-300	-1,170	-1,080	-1,010												
2001.09 「道財政の展望」			-730	-1,190	-1,190	-1,260	-1,020									
2002.09 「道財政の展望」のローリング				-1,380	-1,340	-1,340	-1,230	-1,030	-820	-660	-510	-190	-90			
2004.08 「道財政立て直しプラン」					-1,720	-1,530	-1,690	-1,760	-2,010	-2,040	-2,070	-2,030	-2,110	-2,280	-2,380	-2,370
「道財政立て直しプラン」(集中対策後)						-400	-750	-500	-310	-190	-180	-90	-40	-20	20	150
2005.02 「道財政立て直しプラン」のローリング					-1,550	-1,440	-1,640	-1,810	-2,060	-2,200	-2,270	-2,200	-2,310	-2,450	-2,520	-2,540
「道財政立て直しプラン」の再見直し							-600	-1,850	-2,400							
2006.09 「財政の中長期収支試算」							-600	-1,150								
2006.02 「財政の中長期収支試算」(集中対策後)							-600	-600	-600	-490	-480	-240	-230	-270	-200	-20

資料出所)北海道ホームページ「財政関係情報」<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsi/index>

表2 道財政の再建規模(試算結果)

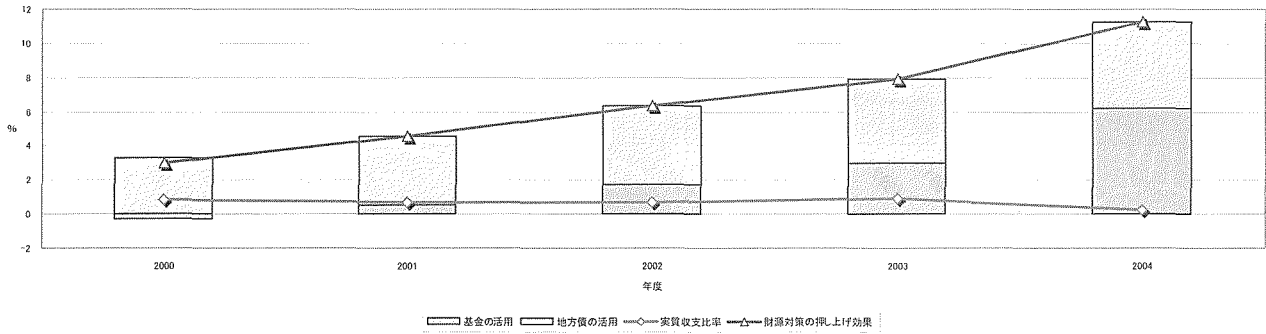
(単位:億円)

年度	プライマリー・バランス	プライマリー・バランス(PV)	要返済債務残高	財政再建規模
1990	826	3,867	17,618	13,751
1991	1,238	18,884	17,512	-1,372
1992	453	17,130	18,201	1,071
1993	172	12,937	19,321	6,384
1994	62	4,734	20,623	15,889
1995	-2,652	-17,156	24,556	41,712
1996	-1,714	-32,494	27,736	60,230
1997	-2,705	-58,052	31,801	89,853
1998	-3,570	-73,915	36,873	110,788
1999	-1,948	-83,238	40,029	123,267
2000	-1,144	-72,737	42,345	115,082
2001	-1,123	-50,087	45,011	95,098
2002	-1,512	-32,026	48,502	80,528
2003	-1,382	-58,983	51,089	110,072
2004	-822	-101,906	53,033	154,939

データ出所)北海道公報号外別冊『財政状況』各号

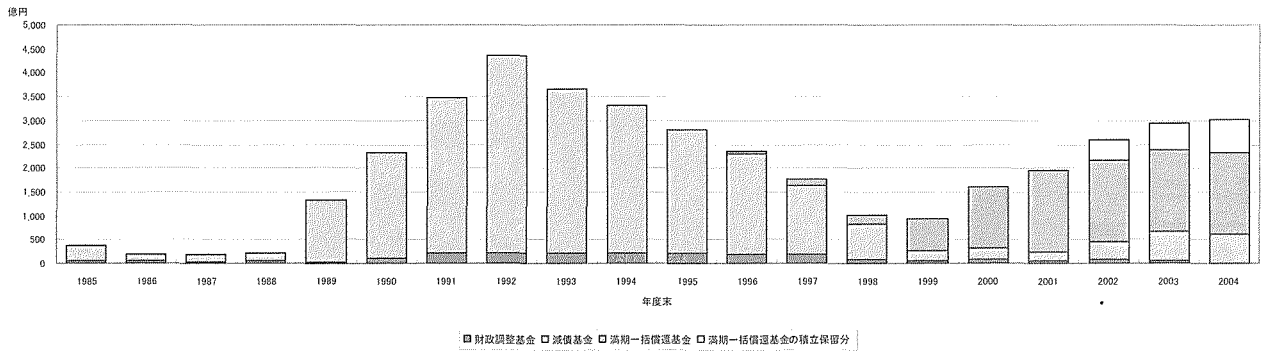


図1 実質収支と財源対策の押し上げ効果



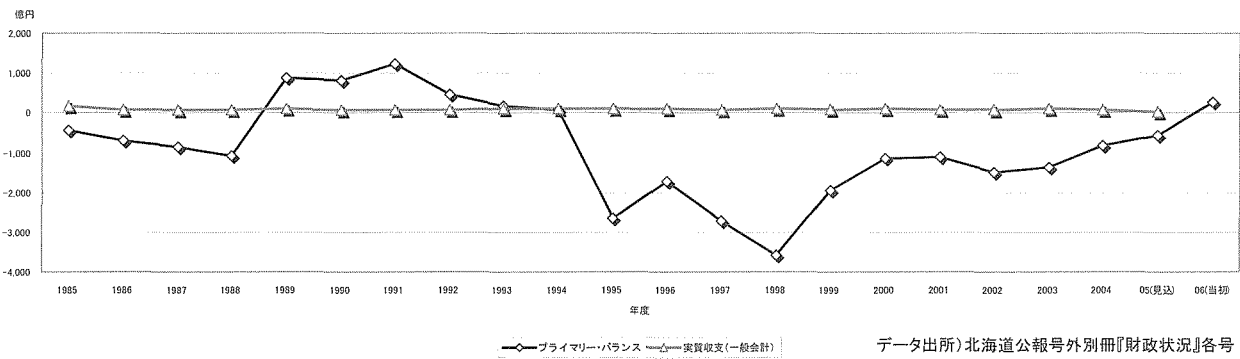
データ出所)総務省ホームページ「地方財政の状況」<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>

図2 基金残高の推移



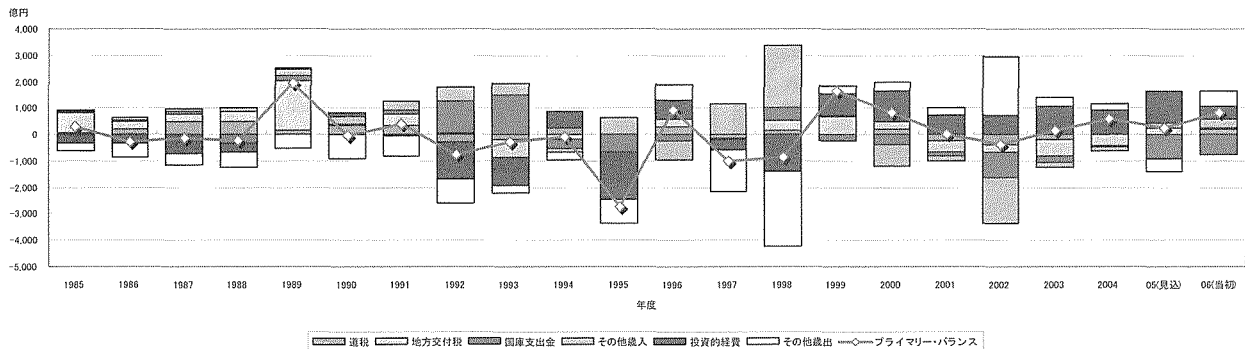
データ出所)北海道公報号外別冊『財政状況』各号

図3 プライマリー・バランスと実質収支(一般会計)の推移



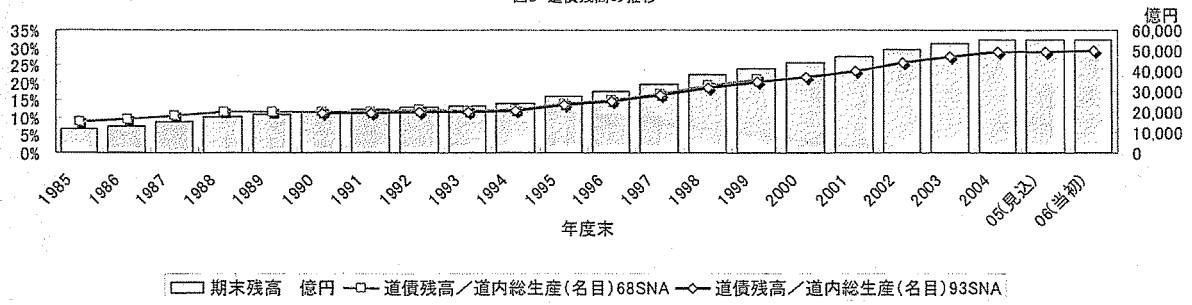
データ出所)北海道公報号外別冊『財政状況』各号

図4 プライマリー・バランスの変動要因:対前年度差



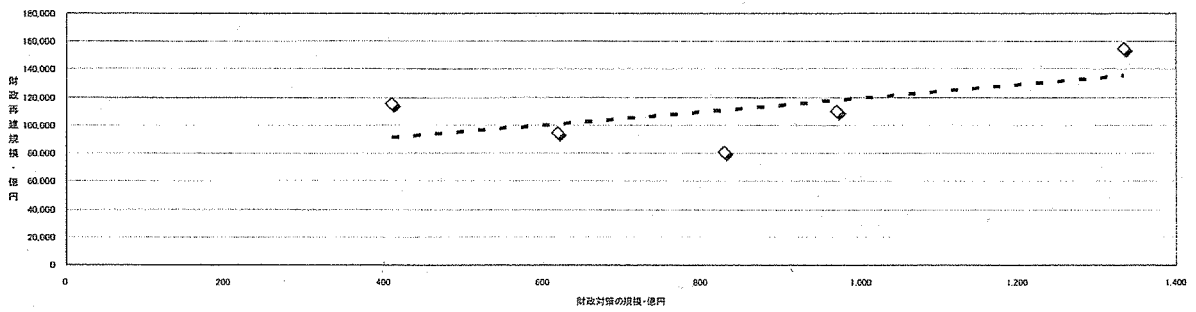
データ出所)北海道公報号外別冊『財政状況』各号

図5 道債残高の推移



データ出所)北海道公報号外別冊『財政状況』各号

図6 財源対策と財政再建規模の関係(2000~2004年度)



データ出所)北海道公報号外別冊『財政状況』各号